

## 社会福祉法人貴船会の役員等の報酬規程

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第一条 理事長及び理事が、理事会に出席したときは無報酬とする。なお、その職務を行うために要する費用を別表1により費用弁済することができる。

2 なお、理事長及び理事が法人の職員の場合は、費用弁済は支払わないものとする。

3 評議員が、評議員会に出席したときは無報酬とする。なお、その職務を行うために要する費用を別表1により費用弁済することができる。

(理事長及び理事の勤務報酬)

第二条 理事長及び理事が、理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は無報酬とする。なお、その職務を行うために要する費用を別表2により費用弁済することができる。

2 なお、理事長及び理事が法人の職員の場合には、費用弁済は支払わないものとする。

(監事の報酬)

第三条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは無報酬とする。なお、その職務を行うために要する費用を別表1により費用弁済することができる。

2 監事が、理事会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は無報酬とする。なお、その職務を行うために要する費用を別表2により費用弁済することができる。

別表1

理事 出席費用弁済	5,000円
監事 出席費用弁済	5,000円
評議員出席費用弁済	5,000円

別表2

理事業務費用弁済	5,000円
監事業務費用弁済	5,000円

附則 この規定は、平成30年11月29日から施行する。